

社会教育に関わる人材の 在り方についての資料



平成25年5月
文部科学省 生涯学習政策局



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

- 1. 社会教育主事制度の概要と現状**
- 2. 社会教育主事の役割と専門性**
- 3. 社会教育主事の養成とキャリア・パス**
- 4. その他の社会教育主事に関する資料**
- 5. 住民の地域活動への参画**

1. 社会教育主事制度の概要と現状

社会教育主事制度の概要と位置づけの変遷

社会教育主事制度

1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。主な職務内容として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

1. 社会教育法制定以前

(1) 地方社会教育職員制の制定

大正9年(1920年)5月、文部省は各地方長官宛に「社会教育担当の主任吏員すなわち社会教育主事を特に任命するよう」通牒、その後、大正14年(1925年)に「地方社会教育職員制」が定められ、「道府県に社会教育主事専任60人以内、社会教育主事補専任110人以内を置く」ことが規定。ただし、当時の社会教育主事の役割は国民教化に主眼が置かれており、現在の社会教育主事とは性格が異なる。

(2) 地方自治法上の位置づけ

社会教育主事は、昭和22年(1947年)6月、地方自治法施行規程の改正の際、同法第18条で都道府県に置かれる職員に位置付けられ、翌年の昭和23年(1948年)教育委員会法が制定された際に、同施行令で都道府県教育委員会の事務局に置かれる職員として位置づけられ、「上司の命を受け、社会教育に関する視察指導その他の事務を掌る」といった官製的色彩の濃い職務規定職務に従事することが規定された。

(3) 社会教育法成立過程における社会教育主事の位置づけ

戦後初期においては、市町村における社会教育指導者として、財政上の理由などから専門的職員よりも主に学校の教職員や地域の名士層に期待がかけられ、またCIEの方針もレイマンコントロールの観点から、行政職員の関わりは好ましくないものとされた。実際、第1次アメリカ教育使節団の報告書では図書館を除いて社会教育職員に関する言及はほとんどされていない。その後、教育刷新委員会建議「社会教育振興方策について」においても、社会教育主事について触れた部分はなく、このような背景から昭和24年(1949年)の社会教育法制定の際にも社会教育主事など人的条件整備については条文化されなかった。

2. 昭和26年改正

(1) 社会教育主事に係る規定の新設

第九条の二 都道府県の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置く。

2 市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。

(2) 改正の趣旨

社会教育法制定の際には、社会教育主事に関する条項が置かれておらず、教育委員会法によって社会教育主事が置かれていたが、教育公務員特別法の改正により、社会教育の専門職としての社会教育主事を学校教育における指導主事として同じ扱いにするといった身分取り扱いに関する規定が設けられたことを受け、昭和26年の改正により、都道府県の教育委員会に対して「社会教育主事及び社会教育主事補を置く」ことを義務付け、市町村の教育委員会に「置くことができる」と任意設置とされた。ここで特筆すべきことは、社会教育主事の職務を「専門的技術的な助言と指導」とし、先の教育委員会施行令の官製的ニュアンスが弱まったことであり、同時に「上司の命を受け」ないことにより専門職に不可欠な職務における自律性が保証されたことである。他方で、「その他の事務を掌る」という文言を削除することにより、一般行政事務の仕事から解放し、その専門性を明確にしている。

3. 昭和34年改正

(1) 社会教育主事に係る規定の改正

第九条の二 都道府県及び**市町村**の教育委員会の事務局に、社会教育主事及び社会教育主事補を置く。但し、町村の教育委員会の事務局には、社会教育主事補を置かないことができる。

附則

2 この法律の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事補の置かれていない市にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定にかかわらず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。

	人口区分	法律・政令に規定する設置 猶予期間	局長通達に掲げる設置指導の 目的
市		昭和37年3月31日まで	34年度中に設置
町	人口3万人以上	昭和37年3月31日まで	35年度中目途とし、遅くとも36年度中に設置
	人口1万5千人以上3万人未満		
村	人口1万人以上1万5千人未満	昭和38年3月31日まで	37年度中に設置
	人口1万人未満	当分の間猶予	実情を勘案して速やかに

(2) 改正の趣旨

社会教育主事については、従前は主として財政上の理由から都道府県のみが必置とされ、市町村は任意設置となっていたが、昭和34年の改正により市町村も原則として必置となった。しかし、市町村の全部に一律に社会教育主事等を直ちに設置することは実情に適しないということで、改正法附則第二項及び社会教育法施行令等の一部を改正する政令(昭和34年政令第157号)附則第二項の規定により若干の猶予規定を設けることとなった。

4. 昭和57年改正

(1) 社会教育主事に係る規定の改正

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、**社会教育主事を置く。**

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(2) 改正の趣旨

従来、地方公共団体においては、社会教育の充実に努め、また、国においてもこれを援助するため、社会教育主事講習の実施、地方交付税における積算内容の改善のほか、昭和49年度からは、都道府県の社会教育主事を市町村の求めに応じて派遣する派遣社会教育主事の給与費について助成(地方分権の推進の観点から、平成9年度限りで廃止され一般財源化)を行うなど、諸施策の実施に努め、結果社会教育主事未設置の市町村の解消が進むなど、地域における社会教育の推進のための人的体制が整いつつあった。さらに、実態としても社会教育主事補の設置状況は極めて低かった(昭和56年度 都道府県30%、市町村15%)。このため、行政の合理化の観点から、社会教育主事補については、都道府県教育委員会、市町村教育委員会においては、必置とされていたものが町村教育委員会と同じ任意設置に改められた。

(参考)社会教育主事及び社会教育主事補の必置規制の変遷

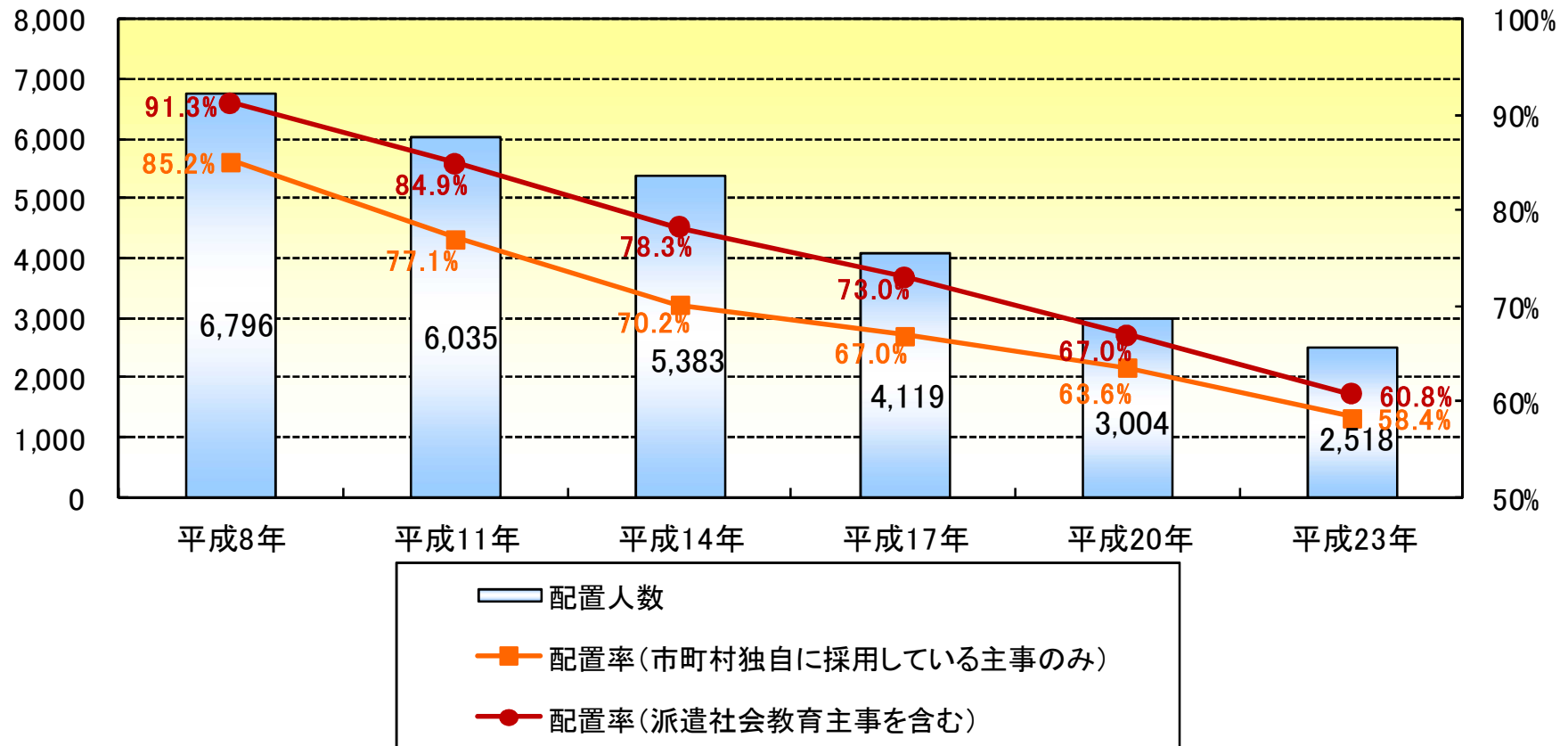
		都道府県	市	町村
昭和26年改正	社会教育主事	必置	任意設置	任意設置
	社会教育主事補	必置	任意設置	任意設置
昭和34年改正	社会教育主事	必置	必置	必置※
	社会教育主事補	必置	必置	任意設置
昭和57年改正	社会教育主事	必置	必置	必置※
	社会教育主事補	任意設置	任意設置	任意設置

※ 人口1万人未満の町村においては当分の間猶予

社会教育主事の人数及び配置率の推移

市町村における社会教育主事の配置率は、年々低下

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



(出典)社会教育調査

人口規模別社会教育主事等の配置状況(市町村)

人口規模が小さくなるほど、社会教育主事の配置率は低い

区分	教育委員会数	社会教育主事を置く市町村数	配置率
総数	1,742	858	49.3%
人口50万人以上	33	22	66.7%
30万人以上～50万人未満	50	29	58.0%
5万人以上～30万人未満	478	250	52.3%
1万5千人以上～5万人未満	552	266	48.2%
1万5千人未満	629	291	46.3%

派遣社会教育主事の現状

平成23年5月現在、15の道府県で派遣社教主事制度を実施
※実施都道府県は年々減少(H17:33→H19:29→H21:24)

都道府県における派遣社会教育主事制度の有無

有(15道府県)	無(32都府県)
北海道 青森 岩手 宮城 秋田 茨城 群馬 富山 福井 岐阜 京都 兵庫 島根 岡山 山口	山形 福島 栃木 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 石川 山梨 長野 静岡 愛知 三重 滋賀 大阪 奈良 和歌山 鳥取 広島 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

〈財政的措置の経緯〉

昭和49年度 給与費補助による都道府県に対する国庫補助制度開始

昭和60年度 交付金制度に改正し、「社会教育指導事業交付金」により、必要経費の一部を交付
→平成9年度限りで「社会教育指導事業交付金」廃止

平成10年度 一般財源化し、地方交付税にて措置

社会教育主事を配置していない理由

都道府県

(配置していないと回答したのは2県)

有資格者は複数おり、社教主事を配置しなくても業務に支障がない(長野県)

市町村

(配置していないと回答したのは286市町村、自由記述)

主な回答は以下に大別される。

- 有資格者は存在しているが発令していない …… 70
 - うち、発令していなくても業務に支障がないと明確に回答 …… 5
 - ※主事以外の職員が対応(20)と合わせると、業務に支障なしと回答…… 25
- 有資格者が存在しない …… 58
 - うち、有資格者が教委以外の部局に異動したことによるもの …… 27
 - ※単に「異動」と回答したもの(29)と合わせると、有資格者不在 …… 81
- 予算や人員削減のため配置が困難 …… 36
- 人口1万未満(必置でない) …… 13
- 配置が必要であると感じていない …… 7
- 派遣社会教育主事制度の廃止 …… 7

その他の回答として、

- ・ 有資格者が管理職(教育次長、課室長)であり、主事としての発令が困難
- ・ 40日間の社会教育主事講習へ職員を派遣するだけの人員体制が整っていない

という回答も複数みられた。

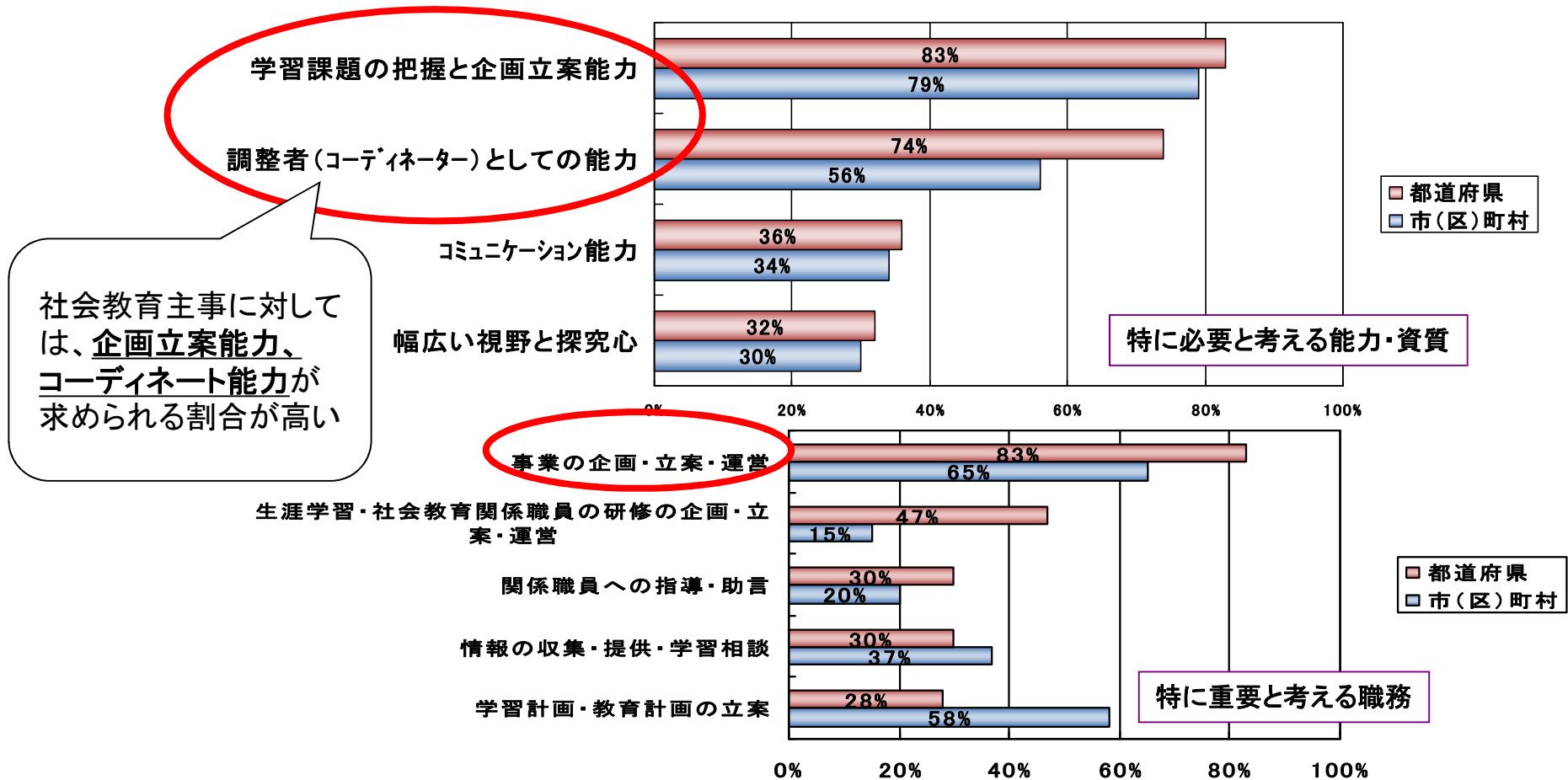
(出典)文部科学省調べ(平成18年)

2. 社会教育主事の役割と専門性

社会教育主事に求められる能力及び専門性

教育委員会として

- 社会教育主事に求める能力は、都道府県、市(区)町村ともに、「学習課題の把握と企画立案能力」がもっとも多く、次いで「調整者(コーディネーター)としての能力」、「コミュニケーション能力」となっている。
- 特に重要と考えられている職務としては、「事業の企画・立案・運営」である。

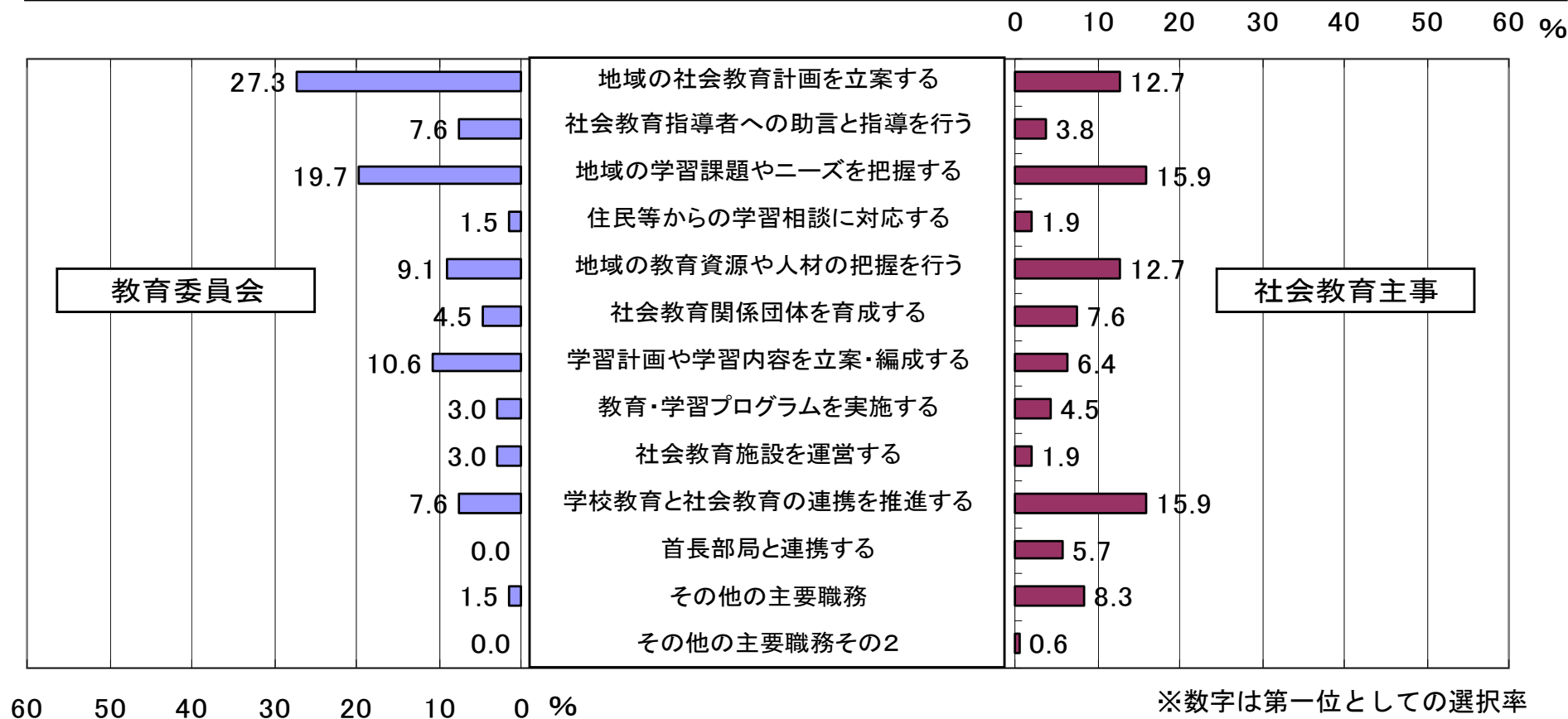


(出典)平成22年度社会教育の実態に関する基本調査事業
『社会教育主事の養成と活用・キャリアの実態に関する調査報告書』

社会教育に対する教育委員会・社会教育主事等の意識

○社会教育主事の「今後の実務上の重要度」についての認識【教育委員会—社会教育主事】

社会教育主事と教育委員会の認識の差が顕著な職務は「地域の社会教育計画立案」で、教育委員会では27.3%と最も高いが、社会教育主事では12.7%に留まり、「地域の学習課題やニーズ把握」、「学校教育と社会教育との連携」の方が重視されている。また、首長部局との連携はあまり意識されていない。



(出典) 平成22年度「社会教育指導者の職務に関する調査研究」

社会教育主事講習の内容

社会教育主事講習等規定(文部科学省令第12号 平成20年6月11日改正)

(科目の単位等)

第3条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目	単位数	主な内容
生涯学習概論	2	○生涯学習・社会教育の意義と歴史 ○学校・家庭・社会の連携と学習システム ○社会教育の内容・方法・形態 ○社会教育指導者としての役割、資質・能力について ○社会教育施設の概要 ○学習情報提供と学習相談の意義
社会教育計画	2	○地域社会と社会教育 ○社会教育事業計画 ○社会教育の対象の理解と組織化 ○社会教育の広報・施設の経営・社会教育の評価
社会教育演習	2	○地域社会における諸問題の解明 ○家庭教育、環境教育、消費者教育、著作権キャリア教育・職業教育等 (実施機関により異なる)
社会教育特講	3	○事業計画立案 ○各地域の現状と課題に対応した、中・長期計画の策定 ○年間事業計画の策定学習プログラム、学習展開計画の策定

3. 社会教育主事の養成とキャリアパス

文部科学省が実施している資質向上研修事業の概要

(前年度予算額 81 百万円)
24年度予算額 73 百万円

事業の要旨

社会教育法に基づき、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う、社会教育に関する専門職員である社会教育主事の資格付与のための講習、及び、博物館法施行規則に基づき博物館の資料の収集、調査研究や教育普及活動など博物館活動の中核を担う学芸員の資格付与のための認定試験を行う。

また、生涯学習社会を構築する上で重要な役割を担う社会教育主事、学芸員及び司書等の社会教育専門職員を対象に、社会教育に関する専門的・技術的な研修を実施することにより、地域における社会教育のリーダーとなりうる指導者を対象に研修を実施し、地域住民の社会教育の水準向上、自らの課題を自ら解決する地域社会の形成に寄与する。

資格付与

事業内容

研修事業

事業成果

(1) 指導者の養成

① 社会教育主事講習(14大学・機関)

社会教育主事の資格を付与する講習を大学等に委嘱して実施する。

○社会教育法

第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

② 学芸員資格認定試験

学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有しているかの試験を実施する。

○博物館法施行規則

第4条第1項 資格認定は、毎年少なくとも各一回、文部科学大臣が行う。

(7) 養成カリキュラム委員会(新規)

社会教育主事、司書及び学芸員の大学における養成カリキュラム内容について、有識者による検討委員会を設置し、各大学の養成体制や科目の内容について確認を行い、各大学で実施する養成カリキュラムの充実を図る。

- ・社会教育主事養成カリキュラム実施大学(203大学)
- ・司書養成カリキュラム実施大学(238大学)
- ・学芸員カリキュラム実施大学(345大学)

(2) 社会教育主事等専門研修(社会教育法第9条の6)

社会教育主事を対象とした資質向上研修を実施。

○社会教育法第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(3) 博物館学芸員等専門研修(博物館法第7条)

① 博物館職員専門研修

学芸員を対象とした資質向上研修を実施。

② 学芸員等在外派遣研修

学芸員等を海外の博物館に派遣し、先進事例の調査を実施。

○博物館法第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(4) 図書館司書等専門研修(図書館法第7条)

① 図書館司書専門研修

② 新任図書館長研修(1箇所)

③ 図書館地区別研修(12箇所)

○図書館法第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(5) 公民館施設職員等専門研修(第28条の2)

① 公民館等施設職員初任者研修

② 公民館等施設職員専門研修

③ 教育メディア指導者養成研修

○社会教育法第28条の2 第9条の6の準用。

(6) 研修プログラムの検証・評価

国が実施する社会教育主事、司書、学芸員を対象とした研修受講者の追跡調査を実施し、その成果を元に研修プログラムの改善を図る。

検証・評価

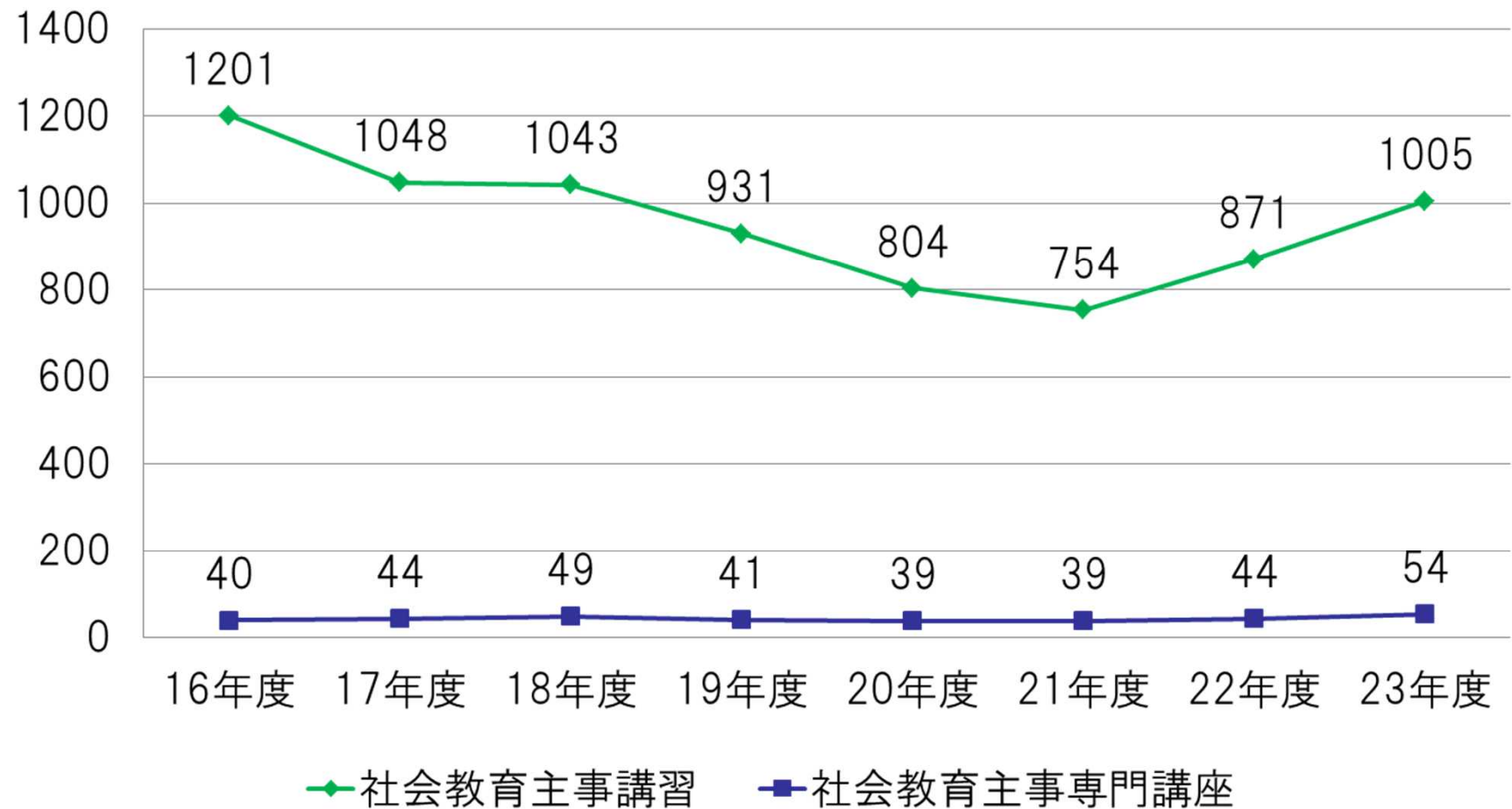
改善・反映

優れた社会教育指導者による指導・助言

○地域住民の社会教育力の水準向上
○自らの課題を解決する地域社会の形成

文部科学省が実施する研修事業の受講者数

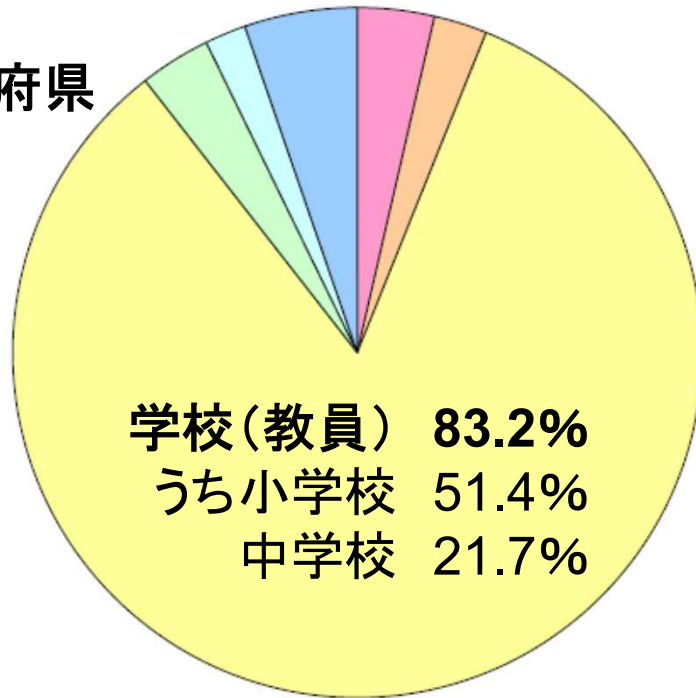
社会教育主事講習(資格要件)の受講者数は近年やや増加傾向。
社会教育主事専門講座(資質向上)の受講者数は横ばい。



社会教育主事の前職

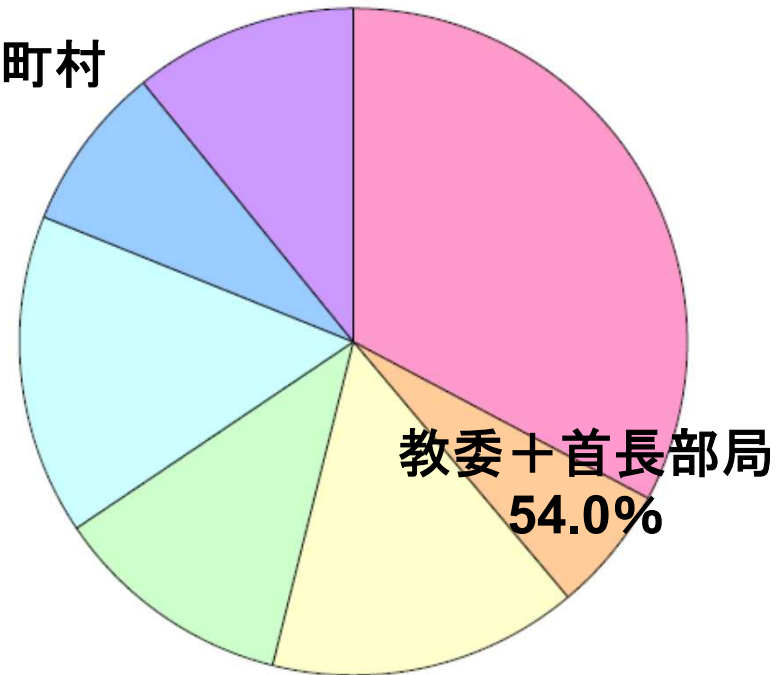
都道府県の社教主事は教員出身者、市町村の社教主事は行政出身者が多い。

都道府県



- 教委本局(社会教育主管部課)
- 教育事務所
- 学校
- 社会教育関係施設・機関
- 市町村へ出向
- その他

市町村

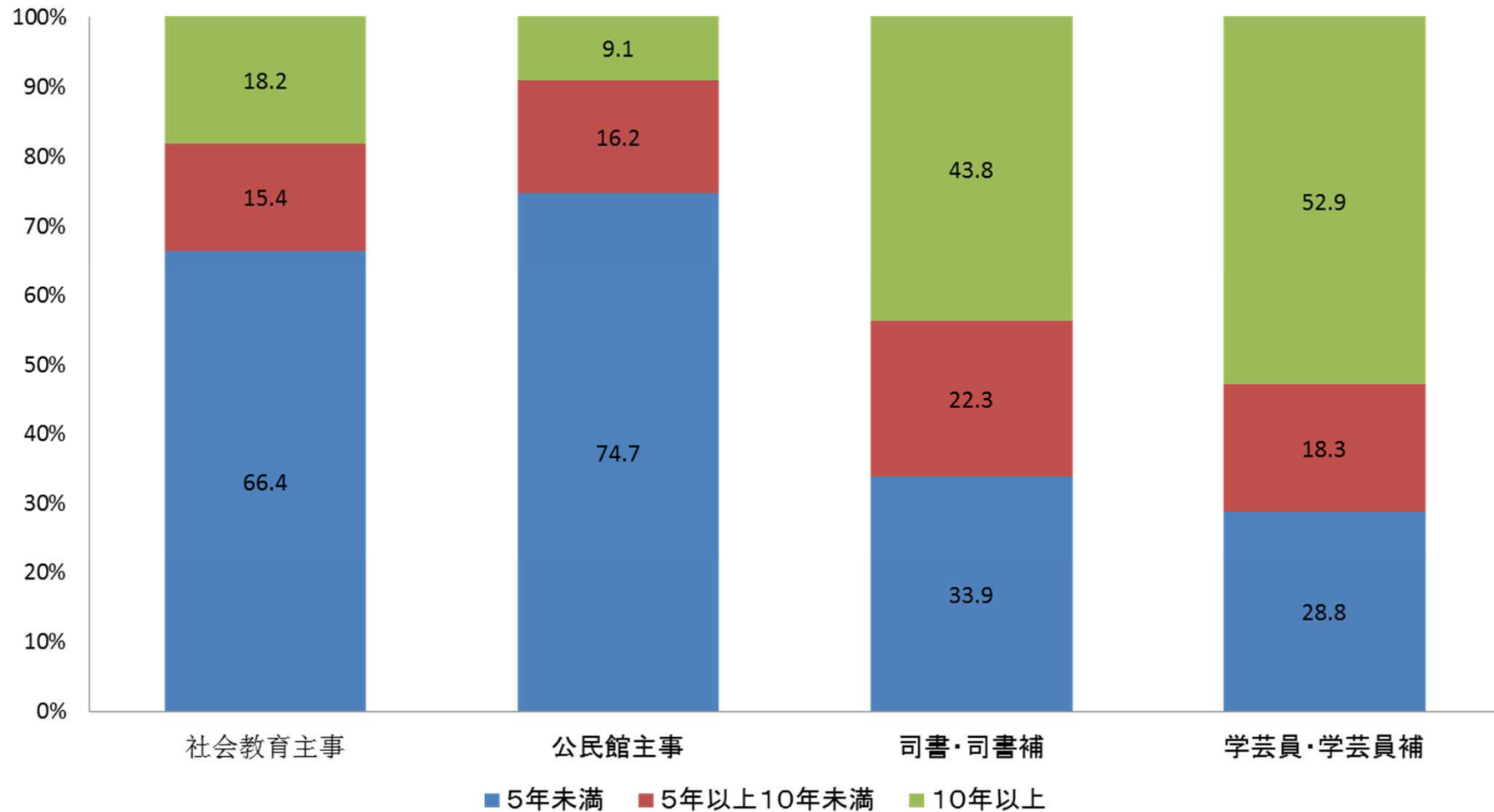


- 教委本局(社会教育主管部課)
- 教委本局(社会教育以外)
- 市町村首長部局
- 学校
- 公民館
- 社会教育関係施設・機関(公民館以外)
- その他

(出典)平成22年度社会教育の実態に関する基本調査事業
『社会教育主事の養成と活用・キャリアの実態に関する調査報告書』

社会教育専門職員の勤続年数の状況

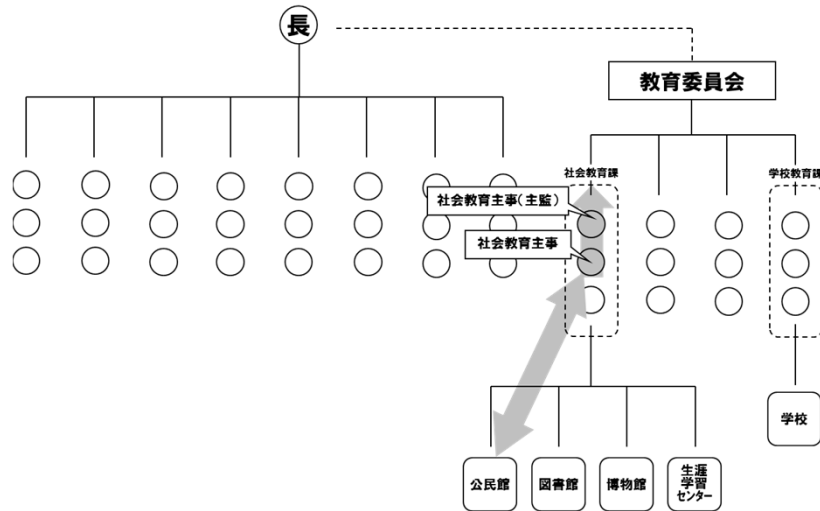
司書・司書補、学芸員・学芸員補と比較して、社会教育主事及び公民館主事の勤続年数は短くなる傾向がある。



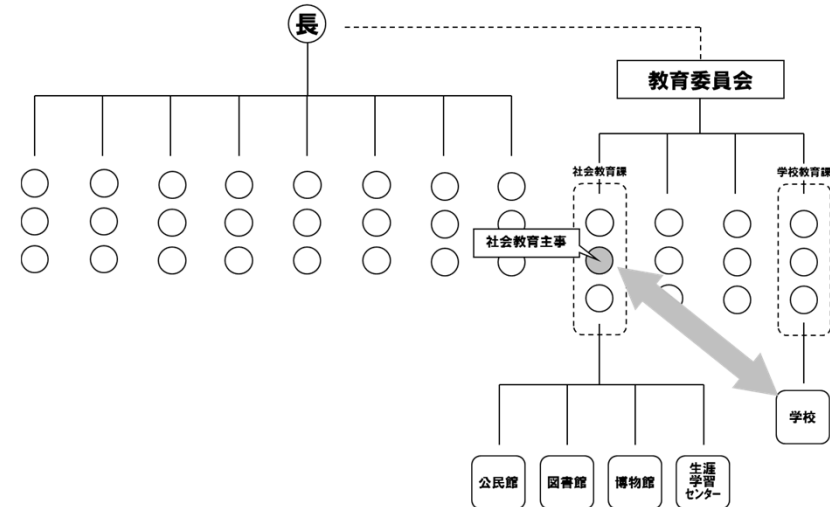
(資料) 平成23年度「生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査」報告書

社会教育主事のキャリアパスの例

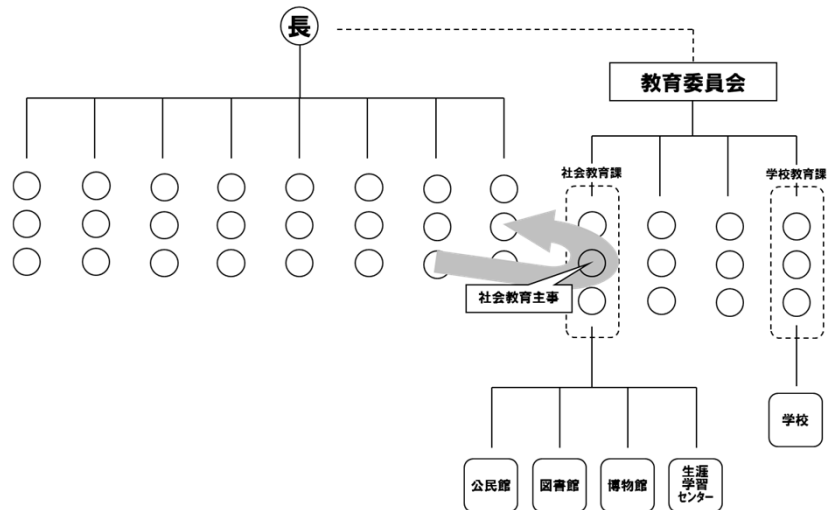
専門職型: 専門的職員として採用



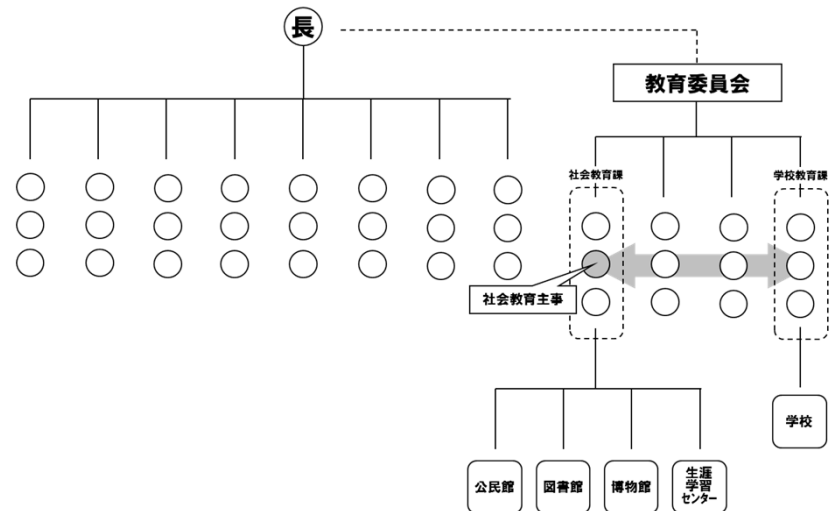
教員型: 教員のキャリアの一環として任用



行政職型A: 首長部局との人事交流に活用

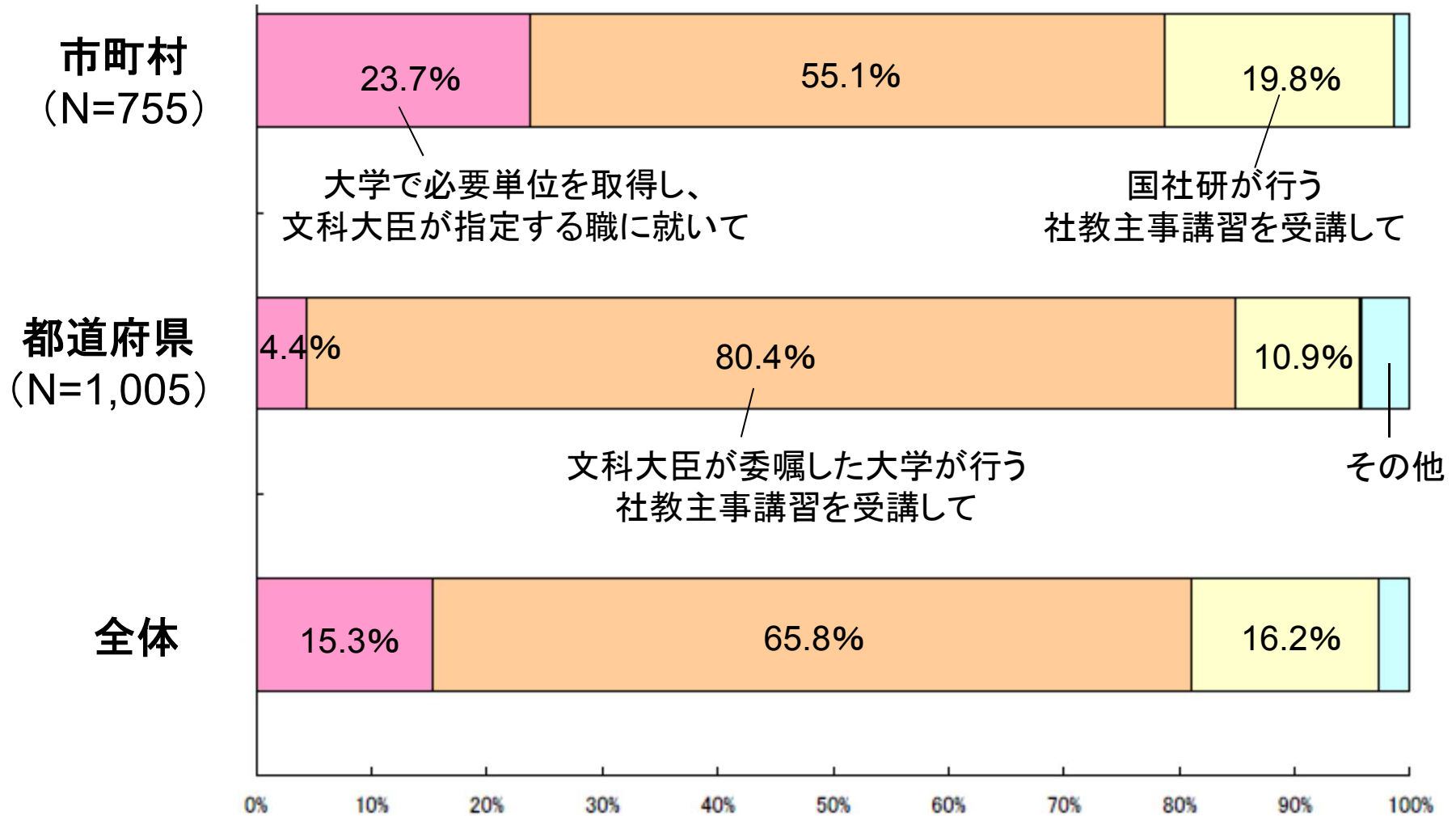


行政職型B: 教育委員会内での異動



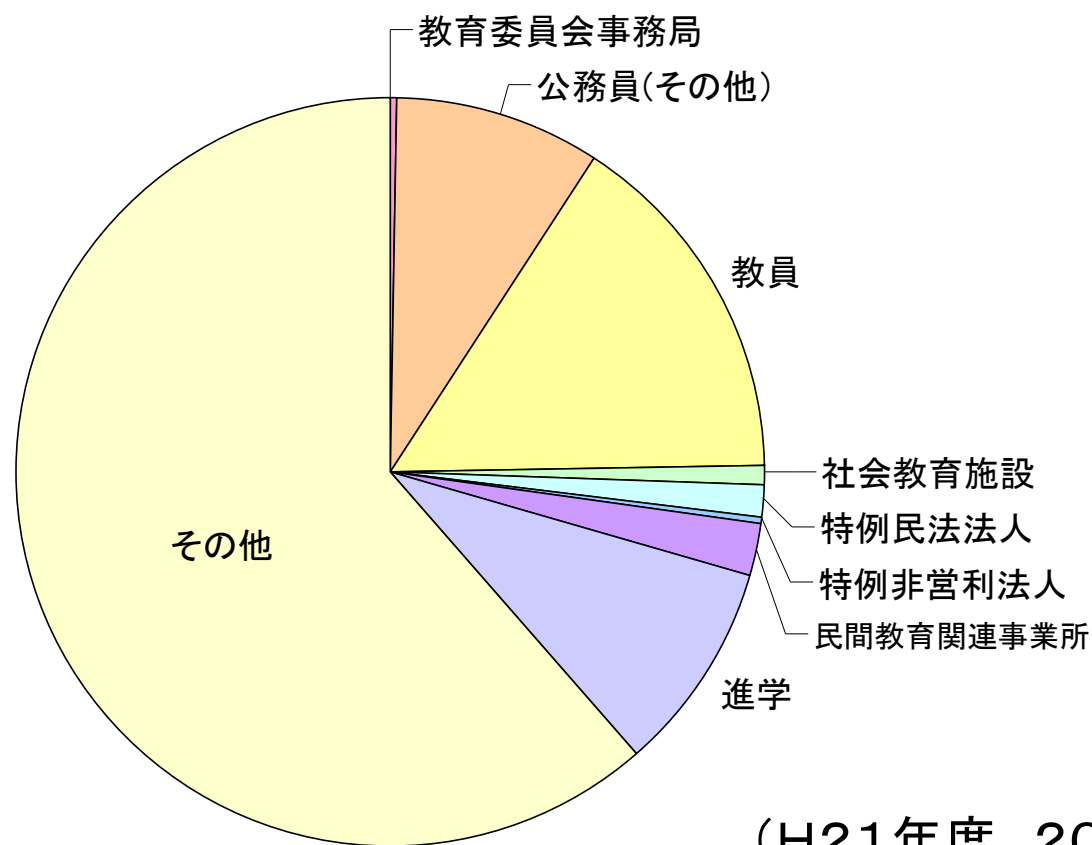
社会教育主事の資格取得

大学での社教主事講習を受講して資格を取得する者が多い。都道府県では8割にのぼる。



(出典)平成22年度社会教育の実態に関する基本調査事業
『社会教育主事の養成と活用・キャリアの実態に関する調査報告書』

大学において社会教育主事資格を取得した卒業者の進路



	教育委員会事務局	公務員(その他)	教員	社会教育施設	特例民法法人	特例非営利法人	民間教育関連事業所	進学	その他	合計
H21度調査 (203大学)	10 0.4%	232 8.9%	401 15.3%	24 0.9%	40 1.5%	7 0.3%	55 2.1%	243 9.3%	1602 53.7%	2,614 100.0%

(出典)文部科学省調べ

社会教育主事有資格者の活用状況

ほとんどの自治体で、有資格者の活用はすすんでいない

有資格者のうち未発令者を活用する工夫や仕組みの有無

	都道府県(N=47)		市区町村(N=1,018)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
ある	9	19.1%	79	7.8%
予定・検討中	3	6.4%	19	1.9%
過去にはあった	3	6.4%	33	3.2%
現在も過去にも無い	32	68.1%	880	86.4%
無回答	0	0.0%	7	0.7%
全体	47	100.0%	1,018	100.0%

(出典)平成22年度社会教育の実態に関する基本調査事業
『社会教育主事の養成と活用・キャリアの実態に関する調査報告書』

社会教育主事有資格者の有無と公民館の活動状況

○ 公民館が連携・協力している関係機関・団体(%)

	社会教育関係 団体	他の公民館	小中高等学校	大学等	NPO等	他部局
有資格者あり	92.1	79.2	86.8	38.9	44.2	89.2
有資格者なし	87.2	81.7	81.2	30.8	31.5	79.2

○ 1公民館当たりの学習・講座等の年間実施事業数(%)

	主催事業数	共催事業数
有資格者あり	13.8	3.3
有資格者なし	11.0	2.2

○ 学習・講座等事業の学習内容別実施館の割合(%)

	育児・保育・しつけ	生活体験・異 年齢交流	自然保護・ 環境問題	商品知識・ 消費者保護	地域防災対 策・安全	パソコン教室・ IT講習
有資格者あり	50.3	20.2	19.4	7.0	9.0	39.3
有資格者なし	29.0	14.1	12.1	5.0	8.7	28.6

(出典)国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
「公民館の事業及び運営の実態に関する調査報告書」(平成23年3月)

4. その他の社会教育主事に関する資料

現場の社会教育主事の声①

【社会教育主事の職務等への認知・理解が不足しているとするもの】

- 本来社会教育主事が配属される教育委員会ではなく、他の部署で仕事をしている。社教主事とは何かを知らない人たちの中にいるので、「何をやるためにいるのか」を理解してもらえずに苦勞している面もある。未設置市町村が増えているのも、社会教育主事が少ない状況で周りに仕事や存在を理解してもらえないところから来ているのでは。
- 社会教育の必要性をどう示すか、その効果をどう数値化できるかが難しい。
- 首長の理解度、解釈により社教主事としての評価が正当になされず、施設管理者になってしまっている自治体が多いのではないか。誇りを持って職務に従事したいが、何をやっても良いとも悪いとも評価されないことが残念。
- 社会教育主事の待遇が悪い。あるいは、認知されていない。
- 公民館事業について、他部署(特に財政)では趣味的講座、貸館のイメージが強く、事業内容に理解を得ることに苦慮している。
- 社会教育の一般行政化により、社会教育の専門性を説くことが困難となっている。
- 社会教育施策は即効性が期待できないことが多く、数字で成果を示しにくい。

【社会教育主事の職務等を遂行するための環境が不備とするもの】

- 日常業務に忙殺されており、主事としての役割は果たせていない。
- 人口が1万人にも満たないような小規模な町では、社教主事が発令されても、積極的な社教主事としての活動はできず、単に社会教育事業をこなしていくことで1年が終わっていく。中・長期的な目標や計画で事業を実施していくのは困難な状況になっており、事業や活動で目に見えて成果が出ないと切り捨てられてしまう。
- 生涯学習大会などのプログラム立案は毎年少しずつは変えているが、住民や公民館長からはマンネリと言われる。自分の仕事以外に他市とのネットワークや視察の中で新しいプログラムを検討することが困難。

(出典)平成22年度文部科学省委託 生涯学習施策に関する調査研究
「社会教育指導者の職務に関する調査研究」報告書(一部必要に応じ要約又は補足)

現場の社会教育主事の声②

【社会教育主事等の専門性の向上や位置付けの改善が必要とするもの】

- 社会教育主事の専門性とは何かを今一度整理し、適材適所に人員を配置すべき。
- 何らかの義務付けをしない限り、発令数が減る傾向は変わらないのではないか。
- 地方では、社教主事自体の意味が理解されておらず、他の事務職員と変わらない扱いになっている。専門職としての位置付けを法制度として強化する必要がある。
- 資格取得のために学ぶことが多い割には、実際に活かされる機会があまりない。民間にもっと開放した資格にしてケアマネージャーのような仕組みにすると良い。
- 地域・社会の中での認知度が低い。権限がなく、所詮コーディネーター程度になっている。
- 社教主事はいなくても社会教育的な取組は行えるが、指揮者、料理人として社会の中の素材を活かして豊かな施策を作り上げる人がいるとしないでは大きな違いにつながる。
- 発令が教育委員会のみからとなっているので、結果的に教委内か教委所管施設にしか置けない。首長部局や首長部局所管施設の職員にも発令できるような制度にすべき。
- フォローアップのための研修機会の充実を望む。
- 公民館運営審議会の必置制等への強化を進めるべき。社会教育委員会議に社教主事が出席して議決等に参画する制度を確立すべき。
- 社会教育主事の守備範囲が広すぎる。
- 本来地域の中の様々な人や施設、機関との有機的結合を生み出す職であるという社教主事そのものの誇りのなさが課題。

現場の社会教育主事の声③

【社会教育行政の充実や強化が必要とするもの】

- 社会教育を担う、社会教育主事の役割の意義が外から見えにくいので、予算削減の対象になりやすい。生涯学習の学びを通して人材を育成し、地域課題解決を図り、住みよい幸せな地域、国をつくることは大変重要な役割を担っていることを認識し、外に発信することが必要。社会教育施設を単なる部屋貸し施設でない、地域の生涯学習、まちづくりの拠点にしていかなないと、施設の存在意義はない。
- 行政の市長部局内にまちづくり担当課や地域振興課ができて、社会教育課はなくなる傾向で、総務省の有利な予算や経済産業省の支援が充実している。社会教育主事から地域づくりをキーワードに資格を再構築し、省庁も連携すべきだと思う。教育予算は少なすぎて手間が多く、時代に合っていない。
- 生涯学習振興を国中心に進めてきた結果、社会教育の意義が見失われてしまった。社会教育の本来の意味合いを表現する別の言葉がないものか探している。社会教育をまちづくり支援を中核とした取組という新たな装いにさせたい。
- 社会教育が衰退すると、学ぶ機会や交流する機会が減り、人々の生きがいを見出す、継続・発展させることが少なくなる。それを見ている子どもたちにもマイナスの影響を与える。このような状態では「新しい公共の精神」が育つわけもなく、治安も悪くなるように思う。
- 「学びと実践」を繰り返す社会教育団体への指導と助言を行う人がいなくなると、「実践」のみの繰り返しになり、本来の社会教育の意味をなさなくなる。
- 社教主事なしで単に講座、講演会を開催することを目的とするなら、それはもはや教育ではない。市民経済局や福祉部局で行えばよい。
- 社会教育法の中で公民館を運営する現状の在り方を継続すべき。そうでないと、営利に重きが置かれたり、必要な講座がなくなったりするおそれがある。

現場の社会教育主事の声④

【現在の社会教育主事の職務等に関し否定的なもの】

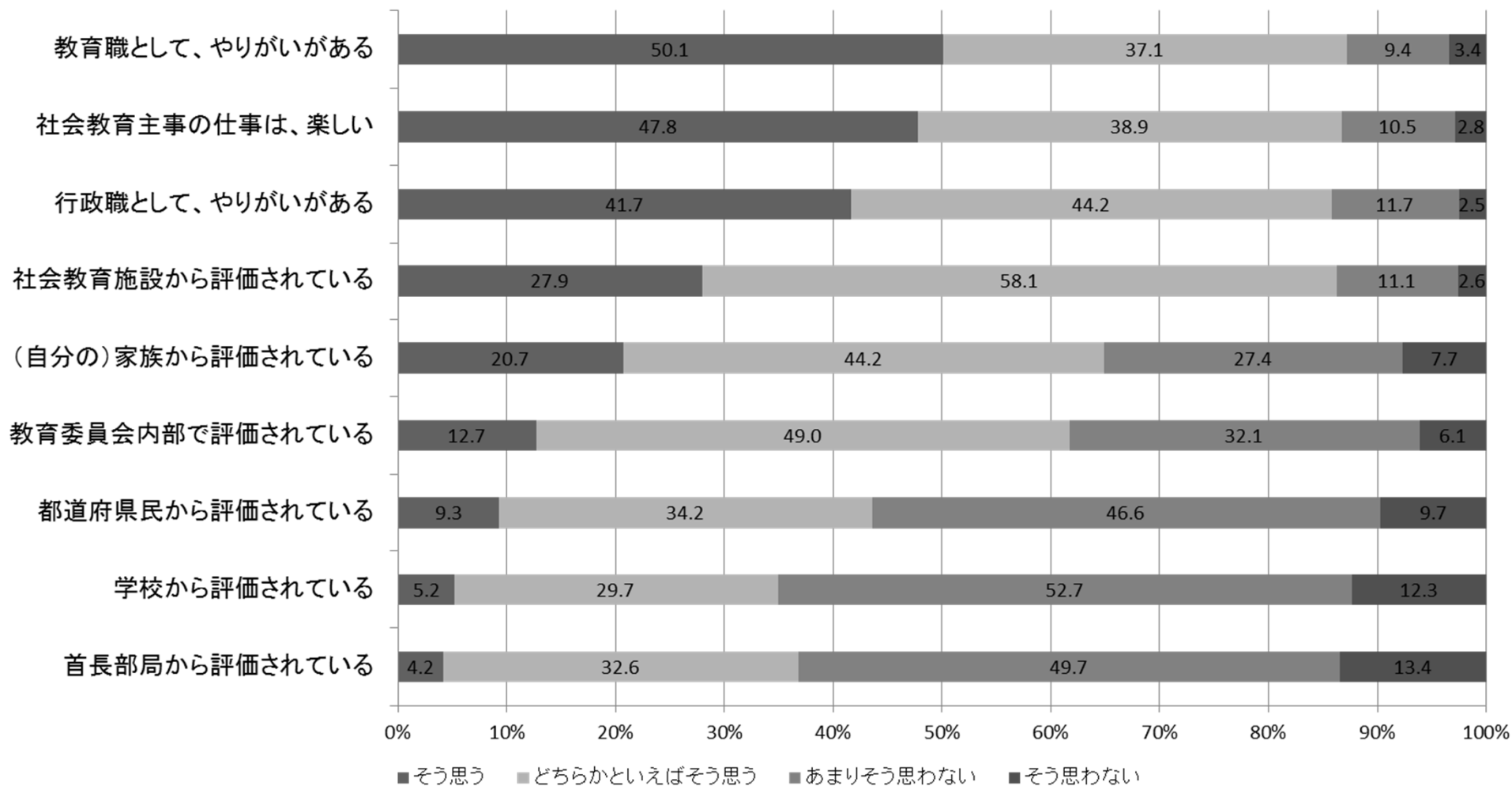
- 現在の国の状況、地域の状況を考えると、生涯学習に関わることにお金をかけることを市民は望んでいないと感じることがある。
- 発令者数の激減や未設置市町村が増えているのは、ある意味仕方のないことだと思う。財政的に厳しいということが一番の問題であることに変わりはないが、そもそも社教主事の資格を持っていても大した意味はないと思う。社教主事の存在意義はない。
- 市の直営で講座等を企画する時代はすでに去っている。公民館もいずれ消える運命にある。今後は教育委員会にとられず、首長部局に移し対応すべき。社会教育主事は教育委員会では任用されず異動の妨げになっているのが現状。専門職ならともかく、行政の事務職である人間にはキャリアの妨げになる。
- 社会教育主事は、時代の波に逆らった制度と言わざるを得ない。

【その他】

- 法律に基づく設置も重要だが、何よりも市民のため、住民のためにできることをすればよいような気がする。
- 公民館、市民センターの首長部局への移管により、組織としての形態が失われつつある。補完機能もなくなっている。
- 教育分野に対する首長部局からの干渉や予算削減が行われている。教育基本法の趣旨を理解した首長が減っていることの表れだと思う。

社会教育主事についての自己認識

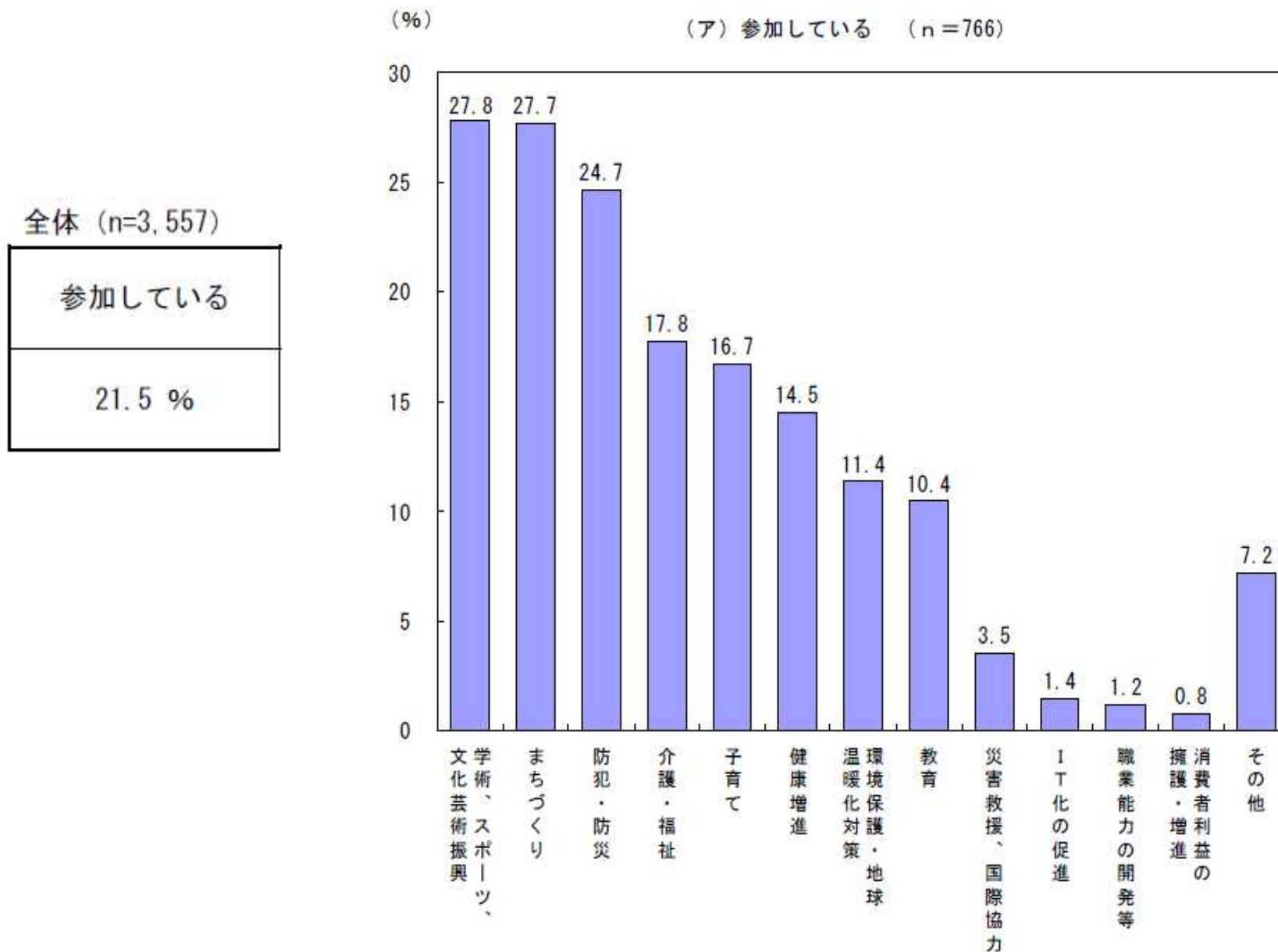
社会教育主事についての思いや考え(都道府県 N=755)



(出典)国立教育政策研究所 社会教育実践センター
 平成22年度社会教育の実態に関する基本調査事業
 『社会教育主事の養成と活用・キャリアの実態に関する調査報告書』

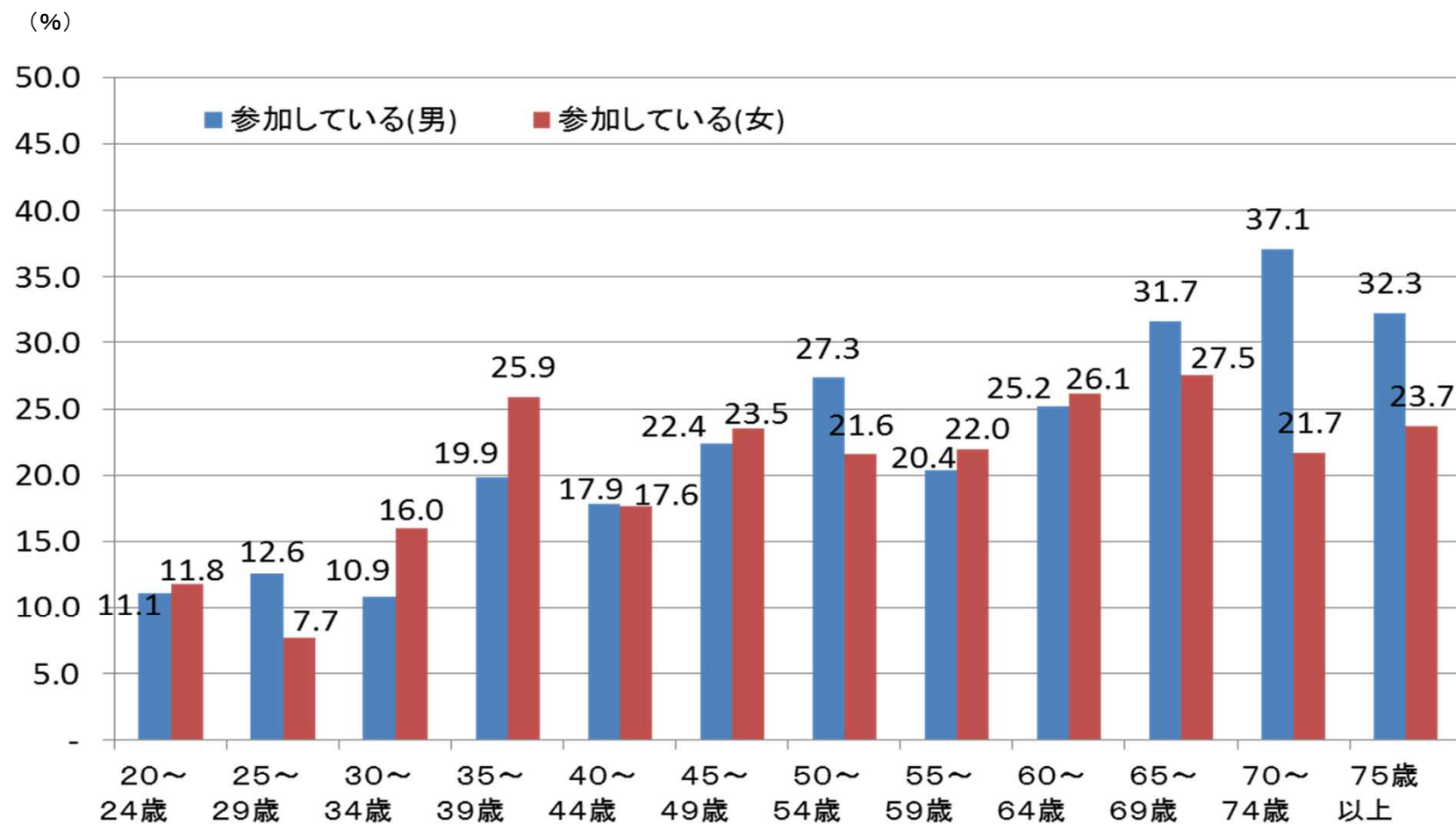
5. 住民の地域活動への参画

ボランティア活動等に参加している人の活動分野



出典: 内閣府「国民生活選好度調査」(平成22年度)

ボランティア活動等に参加している人の割合



資料:内閣府「国民生活選好度調査」(平成22年度)

地域力の創造・地方の再生(総務省)

地域おこし協力隊

- 地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受け入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。
- 隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着の図りながら、地域の活性化につなげる。
- 隊員数 **617人 207団体**(3府県204市町村)
※平成24年特別交付税ベース

総務省による支援(財源措置)

- ・上記の取組(隊員の「募集」「活動」に要する経費や「定住」「起業」「就農」に要する経費)が特別交付税の算定対象
- ・隊員1人につき400万円(うち報酬等200万円)を上限
- ・隊員の募集にかかる経費として、1自治体あたり200万円を上限

集落支援員

- 地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。
- 集落支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。
- 平成24年度 専任の「集落支援員」の設置数 **694人**
自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 **3,505人**
※平成24年特別交付税ベース

総務省による支援(財源措置)

- ・上記の取組(集落支援員の活動、集落点検及び話し合いの実施に要する経費)が特別交付税の算定対象
- ・支援員1人あたり350万円を上限(他の業務との兼任の場合、1人あたり40万円を上限)

復興支援員

- 被災自治体(※)が、被災地内外の人材を被災地のコミュニティの再構築のために、「復興支援員」として委嘱(期間は概ね1年以上最長5年以下)。
- 復興支援員は、被災地に居住して、被災者の見守りやケア、地域興し活動の支援員等の「復興に伴う地域協力活動」を実施。
- 復興支援員 **78人 7団体**(2県・5市町)
※平成24年特別交付税ベース

(※)東日本財団法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・222市町村)

総務省による支援(財源措置)

- ・上記の取組(復興支援員に要する経費)が特別交付税の算定対象
- ・支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)+活動費(必要額)を措置。

外部専門家(アドバイザー)

- 地域力創造のための外部専門家(「地域人材ネット」登録者)が、市町村からの依頼を受け、年度内に延べ10日以上、地域独自の魅力や価値を向上させて地域の課題解決を図ろうとする取組を実施。
- 平成24年度 **223名**登録(民間専門家191名、先進市町村職員32名)

総務省による支援(財源措置)

- ・上記の取組(地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費(旅費、謝金(報償費))を特別交付税の算定対象とする(当面、連続した任意の3年間(1市町村1回に限る)が対象)。
 - ・支援員1人につき、報酬等(専門家活用区分、財政力指数に応じて一定額を上限)+活動費(必要額)を措置。
- ※財政力指数が全国平均以下の市町村が民間専門家を活用する場合初年度560万円を上限。

社会福祉主事制度について

1 社会福祉主事の概要

福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格(任用資格)であり、社会福祉施設職員等の資格に準用。

2 職務

社会福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うために、福祉事務所には必置義務がある。
(福祉事務所のない町村は任意設置)

3 資格要件(社会福祉法第19条)

- ① 大学、短期大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③ 社会福祉士(国家資格)
- ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- ⑤ 上記①から④に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者として厚生労働省令で定める者

4 社会福祉主事任用資格が資格要件の一つとされている職

行政	福祉事務所	現業員、査察指導員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事(児童福祉事業従事2年以上)、家庭相談員(児童福祉事業従事2年以上)、母子相談員
	各種相談所	知的障害者福祉司(知的障害者福祉事業従事2年以上)、身体障害者福祉司(身体障害者福祉事業2年以上)
		児童福祉司(児童福祉事業従事2年以上)
社会福祉施設		施設長、生活指導員 等

注) ()内は社会福祉主事資格にプラスして必要な勤務経験